

## 末法得脱への諸論

久米原恒久

釈尊滅後、仏教徒の間では正法の衰退、世相の悪化、異学異解の氾濫等によって教法の滅尽を優慮する思想が広まった。これらは多数の經典類となつて表現され中国に伝えられた。

吉藏の『中觀論疏』や道世の『法苑珠林』には、そうした法滅關係の經文が多く集録されているが、中でも中国の仏教者に末法意識の高揚を促がすこと顯著であつた典籍として『大集月藏經』『大集月藏經』『法滅尽經』『大悲經』『大乘同性經』『摩訶摩耶經』『賢劫經』『善見律毘婆沙』等の經典類をあげることが出来る。しかるに、これらには正法、像法の説示がなされるものの、後に一般化した正・像・末という一連三時の時代区分をなしたものはなかった。三時の組織を立てて初めて末法思想を説いたのは、南岳慧思（五一五—五七七）の選述とされる『立誓願文』であろう。故にこの願文こそ、当時中国の仏教界に、末法到来の意識を鼓吹し、この超克如何が仏者にとって不可避的命題であると認識せしめ、やがては種々なる得脱論の展開を導いたものであり、仏教史上

甚大なる意義をもつものであつた。しかるに慧思の真選説をめぐつて、種々の異論が出されつつある。しかし一応ここで慧思の真選を前提として考察を進めたいと思う。

さて『立誓願文』は釈尊の降誕年代を甲寅四月八日とし、入滅年時を癸酉二月十五日と定め、ここから逆算して慧思自身の誕生年に當る宣武帝延昌四年を末法歸入より八十二年目に當たるものと算定している。慧思はこの中で、正像末の三時教判を提示しているが、この論拠となる經典については諸論多出しつつある。その中、山田竜城博士の見解に従えば、やはり『大集月藏經』法滅尽品が有力視されることは確かであろう。とも角、慧思はこの中で、末法時の様相を「人命短促、五濁競興、行十惡業、共相殺害」等と規定し、これらを克服する方法として、正法不滅と衆生化度の立誓願を立て、さらに金字の經卷を作つて經典の流布を計る事を企んだ、そして自らを經典不滅の荷い手として自確し、深山にあつて神仙の道を学びつつ、弥勒下生の刻限まで、經典の護持

を願ったのである。末法得脱への展望を弥勒仏と神仙思想に求めたものこそ、『立誓願文』の特色であり、かつ初期の末法思想の形態であったと推測されるのである。

それでは、阿弥陀仏が末法得脱論と結びつくのは何時であったらうか、これについて『統高僧伝』十七・慧思の段に「夢弥勒陀說法開悟、故造二像並同供養」とあり、実は慧思が弥勒と弥陀の二像を造って供養していた事が示されている。つまり、『立誓願文』の文面上では、般若、弥勒、神仙といった信仰のみが顕彰せられているが、一方ではその背景に弥陀信仰が既に確固たる地位をしめていたと推測されるのである。又、『立誓願文』初頭に

入末法過九千八百年後、日光菩薩出真円国説法大度衆生滿五十二年入涅槃後首楞嚴經般舟三昧先滅不現、余經次第滅、無量壽經在後得百年住大度衆生然後去至大惡世

とある。ここに『無量壽經』が他の經典や諸行の滅した後も存在し、衆生を度す旨が語られているのである。(止住する時期は本經に違す)。この様に『無量壽經』の存在意義を顕彰する態度が既に認められる。更に慧思は『無量壽經』所説の本文にも強い関心を示し、『立誓願文』の中にその本願文をとり込んで、本願による衆生救済の働きを表明するに致している。今、この中から三文を選びその特色を考えてみたい。

(一) 設我得仏皆悉願來生我國、一切具足普賢之道、隨其本願修

末法得脱への諸論(久米原)

短自在、色身相好智慧神通、教化衆生等無差別、飲食衣服應念化現不須造作、若不爾者不取正覺。

(二) 若我得仏十万世界六道衆生、聞我名字即發無上菩提心、住不退転、若不爾者不取妙覺

(三) 設我得仏十万世界若有衆生、具五逆罪墮地獄、臨命終時值善知識教稱我名、罪人聞已、合掌稱名声声不絕經十念頃、命欲終時即得見我、迎其精神來生我國爲説大乘、是人聞法無生忍永不退、若不爾者不取妙覺

(一)の願文など、『無量壽經』の第十八、第十九、第二十の三願の文意を体しつづ第十五、第二十二、第三十八の諸願から語句を挿入している事が分る。更に(二)の願文は、同じく第四十七願と軌を一にしていると考えられる。とも角、慧思には本願文を意識合会しつづ、文形のみを踏襲するという特異点のあることを指摘しておきたい。そして、私は特に注目さるべき願文として(三)の願文を挙げてみたいのである。これは文の頭末に『無量壽經』の願文形態を踏まえつつも内容については『観無量壽經』における九品段の所説が取意せられているものである。特に、その中でも下品下生の文脈との関係が顕著であると思われるのである、故に左にその下品段を掲げ比較してみることとする。

或有衆生不善業五逆十惡、具諸不善。如此惡人以惡業故、墮墮惡道。經歷多劫受苦無窮。如此惡人臨命終時、遇善知識種種安慰爲説

妙法教念仏。彼人苦逼不違念仏。善友告言、汝若不能念彼仏者、応称帰命無量寿仏。如是至心令声不絶、具足十念称南無阿弥陀仏。称仏名故、於念念中、除八十億劫生死之罪。命終之時見金蓮花、猶如日輪住其人前。如一念頃、即得往生極樂世界

この両文で分るように、願文全文の意図は『観経』下下品の説を集約的に述べたものであると判定できるのである（「迎其精神悉生我國」は九品段全般の経旨そのものであり、「聞法得無生忍」は上品上生および中生に説く主旨にそっているものであって、往生果遂以後、衆生が法を聞き悟りに到る「聞已即悟無生法忍」（上品上生）「得無生法忍」（上品中生）という経旨を語ったものに他ならない）。とも角、『立誓願文』のこの願文は、九品段全体の経旨をふまえつつ、下品下生の教説を敷衍し、さらにこれを『無量寿経』所説の第十八、念仏往生願の文形と願旨に則つて合釈せしめた願文であると断定することが出来よう。

ところで、慧思以後、高まる末法意識を背影にし、教界では数々の学者によってその得説法が試みられたのである。その中、特に注目されるべき人師として、三段教の信行と、数量念仏の祖とされる道綽を挙げ得るであろう。特に道綽は、浄土二門の判釈と称名念仏の大成者善導大師の師匠として、浄土教史における地位は、正に不滅のものがあるといえる。道綽は、その著『安樂集』の中で、凡夫に相応する末法得脱論を展開し、約時被機勸帰浄土として、時と機と教の一致を得

脱の必須要因であると主張した。（かかる時機観は実は慧思のころには見られないものであり、末法思想の発展過程を見る思いがする）そして、第三大門において、次の一文を提示し、凡夫の末法得脱論を結集するのである。

若有衆生 縱令一生造惡 臨命終時十念相續称我名字 若不生者 不取正覺

この一文こそ、道綽の行業論の結論として、又その教義の特色を端的に表わすものとして受け止められているものであるが、この中で道綽は一生造惡の凡夫の最終的救済の時点を臨終に設定し、他相を雑えない願生心（十念）を相續しつつ弥陀の名号を称えることをすすめているのである（故に他所においてはこの純粹なる他相なき十念を成就する為に「習い性」の念仏を勧励し、日課念仏の重要性を力説し、自説の補完に努めている）。この道綽の願文を見たとき、『無量寿経』所説の第十八願文と『観経』下品下生の経文の合釈である事は、容易に理解できよう。故にこの文が、先の慧思の願文（三）に直接連なるものではなからうかという推量を働かせずにはいられないのである。少なくとも両者の二文に一系の連繫を感じるのには私だけではなからう。しかしもしそうだとすると、道綽が師と仰ぐ曇鸞の著述の中には、一体同類のものは見いだし得ないのであるうか、という疑問がわく。

そこで曇鸞の著作、即ち『往生論註』『略論安樂浄土義』

『讚阿弥陀仏偈』の三部四巻を検索してみると、願文の形態を保持する引用文としては、次の四種を見る事が出来る。

設我得仏国中人天不住正定聚必至滅度者不取正覚（第十一・住正定聚願）『論註』

設我得仏他方仏土諸菩薩衆來生我國究竟必至一生補処除其本願自在所化爲衆生故被弘誓鐵積累徳本度脱一切遊諸仏国修菩薩行供養十方諸仏如來開化恒沙無量衆生使立無上正眞之道超出常倫諸地之行現前修習普賢之徳若不爾者不取正覚（第二十二・必至補処願）  
同右

設我得仏国中声聞有能計量知其教者不取正覚（第十四・声聞無數願）同右

設我得仏十方衆生至心信樂欲生我國乃至十念若不生者不取正覚（第十八・念仏往生願）同右

ここで気づくことは、第十四願文を除いて全て、『無量寿経』願文の直接引用文であるということである。そして、第十四願といえども、中間部分の省略文であり、他の要文を改変転入せしめ合釈文としたものではないということである。つまり時代的には慧思に先行し（四七六～五五〇ごろ）教学的にも道綽に絶大なる感化を及ぼしたはずの曇鸞ではあるが、第十八願文と観経下下品の合釈文という道綽独自の願文改変に関する限り、直接的誘因をなしたものは、慧思の『立誓願文』における(三)の願文ではなかったらうかという推論が成りたつ

末法得脱への諸論（久米原）

のである。

因に、後にこの道綽の立場を受けた善導は、引用する総ての本願文を意訳改変しているのである。中でも特に顕著な特色は『観経』下下品の立場から、第十八願文を悉く意訳改変して著作中に取り込んでいるということである。

かかる意味において(三)の誓願文こそ、浄土教史上、看過すべからざる歴史的意義を有する一文であったことを指摘し、要旨としたい。（註略）

（大正大学綜合仏教研究所）

#### 新刊紹介

山口瑞鳳監修

#### 「チベットの仏教と社会」

菊版・八二六頁・定価一九〇〇円  
春秋社・昭和六十一年十一月二〇日刊